

ながやまっ子

校訓 「広げようやさしい心 きたえようじょうぶな体 育てよう学ぶ力」

龍ヶ崎市立長山小学校学校だより

令和7年5月28日 No. 4

児童が安心して通える学校を目指して

新学年になって約2か月が経ち、児童にとっては友人関係や学習等について、悩みをもち始める時期でもあります。個人面談等を行いながら、子供たちからのサインを見逃さず、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

さて、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであり、すべての児童に関係する問題です。本校では、児童一人一人の尊厳を保持し、生命及び心身を保護するため、いじめには常に組織で対応します。

そこで、改めて、保護者の皆様にも、いじめの定義についてご理解いただきたくご説明いたします。いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条において、次のように定義されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

保護者の皆様特にご理解いただきたい点は、いじめと認知されるには、加害側の悪意の有無や継続的に行為が行われている等については一切関係なく、行為の対象となった者の苦痛の有無こそがいじめであるかどうかの判断の基準になるということです。万が一、上記に当てはまる事案が発生した場合、学校は「いじめ」として対応に当たることをご承知いただきたくお願いいたします。

学校では、上記について、児童にも正しい理解を促すため、各学級で指導してまいります。また、命の教育、SOSの出し方についての指導等を定期的に行います。

さらに、6月から、企画委員会を中心に「いじめ防止キャンペーン」として、各学級の学級活動でスローガンを作成したり、ピースリボン運動を行ったりします。活動を通して、相手の「いいところ」に目を向けることや、思いやりの心をもって相手に接することの大切さを子供たちに繰り返し伝え、いじめの未然防止に努めてまいります。

また、本校ホームページには「長山小学校いじめ防止基本方針」が掲載されていますので、ぜひご参照ください。

保護者の皆様におかれましては、何かお子様の様子で気になること等がございましたら、遠慮なくご相談ください。

